

○ 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業について

杉並保健所生活衛生課長 喜多川和美

現在、区で行っている、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」は、単に飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成を目的にしているのではなく、飼い主のいない猫の問題は地域の問題として地域ぐるみで解決する事を目標に、適正管理をするグループを育成する為のモデル事業として獣医師会の協力を得て行っております。また、飼い主のいない猫を世話する活動は、命あるものを扱う以上、餌をやり・不妊・去勢をすれば良い訳でなく飼い猫と同じように終生の飼養責任と、地域に対し社会的責任があると考えておりますし、グループ活動（地域活動として協力や理解を得られるため・トラブル発生時の安全確保・個人の都合で猫の管理が中止されないため）・マイクロチップ（二重開腹防止・当事業で管理されている固体識別・管理者としての自覚を促すため）・感染症予防注射及び駆虫等（飼い猫と同等の健康管理を行うことにより猫の福祉と人への被害防止）はモデル事業としては必須のことと考えており、これらは獣医師会が負担し実施しています。

1. 住民の要望に沿った、支援事業制度の改善の件について

まず、(1)の助成頭数の増加につきましては、税で飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を何処まで負担するか、何処までが飼い猫で何処までが飼い主のいない猫かの判断等難しい問題がありますが、(3)の協力動物病院制度の件を含め今後の検討課題とさせていただきます。(2)の申請時期につきましては、申請後の承認作業や、年度切り替え、狂犬病予防注射事業の兼ね合い等により春先年度をまたいでの実施は困難と考えております。

2. 飼い主のいない猫対策の普及啓発徹底の件について

(1)セミナーの開催 (2)町内・自治会の件につきましては、適正飼養普及員の意見を踏まえ検討課題とさせていただきます。

(3)モデル地区の設置の件につきましては、品川区のモデル地区制度（地域猫を実施している人が、町会等に趣旨説明をし地域の問題として解決する場合に、猫の不妊手術の助成がでる制度で、餌場の指定や許可を与えるものではない。）と杉並の制度との差はあまりなく、動物対策連絡会での議題とさせていただきます。

3. 公共の場における杉並ルール適用の件について

(1)「ルールを守った餌やり」の許可につきましては「杉並ルール」では土地の所有者の許可と近隣の協力を得ることが必要となっております。そのため、管理者であるみどり公園課が公園の使用目的や利用状況・近隣の理解等により「餌やり禁止」の判断をした事は、特に杉並ルールの趣旨に反しているとは考えておりません。

(2)区内公園での普及啓発の件については、公園とは特に限定せずに広報・リーフレット・ポスター等での啓発を訴えていきます。

区は、今後も動物衛生行政について努力してまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当 杉並保健所生活衛生課
動物施策 望月

○ 区内公園内の餌やり禁止等について

杉並区都市整備部みどり公園課長 吉野 稔

まず、公園管理者には公園を快適に利用できるように維持管理していく責務があります。そこで利用者や近隣住民にとって迷惑となる公園利用については注意を喚起する看板を設置しているところです。

公園内での猫の餌やりについては近隣から、餌が片付けられないで臭う、不衛生、近隣のお宅に猫が糞をして困るなどの要望があり、公園を管理する立場から必要であると判断し、餌やり禁止の注意板を掲出しているものです。

地域住民の猫に対する理解が進んでいないので、餌やり禁止看板をつけざるを得ないのが現在の状況です。

また、公園への動物虐待、遺棄防止のポスター等の掲示については、屋外広告物の規制もあり、掲示板以外への掲出は困難であると考えております。

動物との共生の視点からこの問題については、動物愛護のため責任を持って活動している方々と、近隣住民の方々との対話の中から時間をかけて解決策を探っていくことが最善策と考えますので、ご理解をお願いいたします。

貴重なご意見をありがとうございました。

担当 公園利用係 小林正幸